

東京都新しい公共支援基金条例の一部改正について

1．一部改正内容

条例の附則中、実施期限に関する規定を以下のとおり改正（期限の延長）

改正前：平成25年3月31日限り、その効力を失う。

改正後：平成25年9月30日限り、その効力を失う。

2．改正理由

東京都新しい公共支援事業の実施期限は、平成23年4月1日から平成25年3月31日までの2年間である。

しかし、事業終了後、平成25年度に入ってから、成果のとりまとめと公表に必要な事務、評価の実施などに必要な事務及び監査等の事務を行う必要があり、それらの業務は一定の期間を要することとなる。

内閣府ガイドラインでは、それらの業務を平成25年9月30日までに実施することとされているため、現行条例に規定されている実施期限を延長する必要がある。

3．施行期日

公布の日（ 都議会での議決後、4月1日を予定）